提出先東京都

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	カブシキガイ	シャモア		
法人名	株式会社MC	DRE		
法人所在地	〒 174-004 東京都板橋 ピラカンサ	l3 ┃ 区坂下2-13-5-1階		
フリガナ	ヤマダタカ	シ		
書類作成担当者	山田 高志			
連絡先	電話番号	03-6322-7834	E-mail	more_kaigo@yahoo.co.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)

介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)

O

介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回るこ
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	取得予定の加算の合計										
1	令和	5	年度の加算の見込額	15,811,692	田						
	賃金改割 (① の加		16,912,644	円							

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

	処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
① 令和 5 年度の加算の見込額	9,865,584	円	4,217,940	円	1,728,168	円
② 賃金改善の見込額 ② (① の各加算の見込額を上回ること)	(a) 10,065,584	円	(b) 4,317,940	円	(c) 2,529,120	円

【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✔)により誓約すること。

✓ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

← ○ 要件Ⅳ

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処 迫	①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲) 10,065,584 円													0					
②賃金	金改善実	E施期間	月~	,	令和	6	年	6	月	(12	か月)						
	(善を行 の種類	□ 基本絲	·	手当(新設	ξ)	✓ =	手当(既	[存の増	額) 🗹] 賞.	与		その他	()	
		(当該事業	美所におけ	る賃金改	善の内	容の材	根拠とな	なる規則	•規程)										
		□就業規	規則の見直	IL ☑	賃金規	程の	見直し		その他	()
		(賃金改善	きに関する	規定内容	!)※上記の	D根拠	規程のう	ち、賃金改	善に関する	部分	を抜き出す	ナこと。							
具体的 内容	年2回(12月、翌5月)、1回ひとり平均120,000円支給 (出勤日数・現場稼働時間等に応じて振り分け) ・勤続技能手当 対象 : ヘルパー2級〜介護福祉士 所有資格・勤続年数により、月給職員は1時間につき50円〜100円、非常勤職員は1訪問につき50円〜100円の手当を支給。																		
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 7 月 (☑ 実施済 □ 予定)																		
Ĺ		(上記取約	且の開始時	:期)	平成	29	年	7	∄ (☑	実	施済		予定)					
・ 次(<u>れ</u>)	の要件につかを満たす	パス要件 ついて該当す 「こと。 件 I 次の 員の任用に	トる場合チェ クイからハ	までのす	べての書	集準を	と満たす	۲.	加算 I いずれ	・Ⅱ(ルか「言	の場合は					<u>!수</u> ±.		は Iの 該当	いず O
	イに掲り	ずる職位、国	職責又は恥	3務内容	等に応じ	た賃	金体系	を定めて	いる。										
/\	イ、ロに	ついて、就	業規則等	の明確な	:根拠規:	定を記	書面で	整備し、全	全ての介	護職	員に周	知して	ている。						
									4n 22 T	π.	の担人口	- N - 1 2	Γ=+ \/ ·	10 M	ш Ф Н	1.0.1			
キャリ	アパス	要件Ⅱ~	次のイと口	両方の	基準を	満た	す。		加昇 1		の場合は 該当」	必す	該当]、	加昇	皿の場	合も	✓ [該当	0
1		員の職務内 施又は研修				:意見	,交換し	ながら、	資質向」	±の₽	目標及び	i 1.	2に関	する.	具体的	な計	画を知	策定し	、研
					護職員			計画に※ iを行う。									ると	ともに、	. 介
		見のための)具体的な	1	3030111			そめ、利用者	カニーズには	げた良	1質かサービ	マを提供	#drる						
		る項目に			資質向上 <i>σ</i>	ための	目標達成	のため、毎月	の事業所内	研修も	しくは外部語	講師によ	る事業所内	可研修を	行う。				
	した上で 載)	で、具体的な	な内容を記					支援の記載の			取組の内	内容に	ついて	以下に	記載す	トること	:		
				2	対象資格::	介護福 対象資	祉士・介護 格の受験、	2早」 記載の 職員実務者 受講に関して と限として資本	研修·初任者 C資格取得手	研修及 当を支	びその他、	会社が	業務に必要	と認め	る資格				
П	イについ	いて、全ての	の介護職員	に周知し	ている。														
キャリ	アパス	要件Ⅲ %	次のイと口	両方の	基準を	満た	す。		加算I	の場	易合は必 ⁻	ず「該	当」			[7	該当	0
1	介護職ている。	員について	、経験若し	しくは資格	等に応	ごて昇	昇給する	る仕組み	又は一分	≧の∄	基準に基	<u>は</u> づき	定期に	昇給	を判定	ミする	仕組	みを設	け
				V (1)	経験に帰 ※「勤続	じて 年数.	昇給する 」や「経験	る仕組み 験年数」な	:どに応じ	て昇組	給する仕	組みる	生指す。						
		な仕組みの D全てにチ: :。)		≝ ✓ ②	※「介護	福祉:	生」や「乳	する仕組を 実務者研 業する者(修修了者								ただ	し、介語	養福
				3	※「実技	試験.]や[人事	定期に昇 事評価」な されてい	どの結果	に基	づき昇糸	計る	仕組みを	指す	ただし	し、客勧	見的な	に評価基	基準
	イについ	いて、全ての	の介護職員	に周知し	ている。														

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の<u>2倍以上であること(B≥2C)</u> (ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)
- ™ 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- ™ (A)の職員のうち、<u>特定加算を申請する事業所数につき1人以上は</u>、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	4,317,940	円							
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	5	他の介護職員(E	3)		そのイ	也の聙	战種(C	;)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✔)すること	V		V			[0
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	8.0	人	7.2	人					人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※ <u>法人で設定する</u> 、特定加算による平均賃金改善額の比率	3.0	:	2.0	:					0
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	28,112	円	18,741	円				0	円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(2,698,713 円)	(1,619,228 円)	(0	円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ記入				円					円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	うち、改善後の賃金	È		円	←		要 件 Ⅷ		
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平 善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	均8万円以上又は改	女	4	人	←		要 件		
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事態防・総合事業での重複除く)	業所数(短期入所・う	7	2	か所	←		VIII		
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440	万円以上となる者」	を設	定できない場合その	の理	由				
小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。									
□ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃	金を引き上げることが	困難	ぎであるため。						
月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に ことが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに			こある者に求められる	能力	や処	遇を明	明確化	する	
)

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和	10	5	年	7	月 ~	令	和	6	年	6	月(12	か	月)					0
経験・技能の ある介護職員 (A)の考え方	介護福祉 プ分けす		って	当法人	、に勤約	続3年以	上の勤剤	外に該	ちょう	かどう	かで半	削断する	6。また	<u>-</u> その)中で、当	i法人	の勤続年数	等によっ	てグ	ルー
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(4(1)2	で(A)に	チェッ	ク(🗸)	がなし	\場合そ	の理由)													
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基	本給	✓	手	当(新	(設)	□ 手	=当(既存の	増額)	V	賞与	Ŀ		その他	()	
	(当該事	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)																		
	□ 就第	美規則 (の見	直し	✓	賃金規	程の見	直し		その	也	()
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を 行う場合、その旨を記載。																			
具体的な取組 内容	毎月、特 ・賞与(特	特定処遇改善手当 対象:正規職員(A)、および一定の利用者訪問時間数を超えている非常勤職員(A or B) 毎月、特定処遇改善手当をひと月ひとり平均で、(A)10,000円、(B)10,000円支給。 賞与(特定一時金) 対象:正規職員(A) F2回(12月、翌5月)、1回ひとり平均で50,000円支給(出勤日数・現場稼働時間等に応じて振り分け)																		
,	※前年	度に提	出した	た計画	書から	変更か	がある場合	合には	、変更	箇所を	<u>下線</u> と	:するな	ど明確	産にす	けること。					
	(上記取	組の閉	見始[诗期)	令	和	2 年	1	月	([実	施済		予定	È)					

(3)見える化要件について

_	実施する周知	方法	気について、チェック(✔)すること。	O
	ホームページ		「介護サービス情報公表システム」への掲載	
	への掲載	▽	自社のホームページに掲載	
	その他の方法		事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	
	による掲示等		その他(

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- 区 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の 引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベー	①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計) 2,529,120 円								
②ベー	スアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	_							
介	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	2,349,120	円				<u></u>		
護職員	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	2,049,120	円	(87	.23	%	← O		
員	(括弧内は月額)	(170,760 円)				—— 要 件		
そ	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	180,000	円				IX		
職の種他	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	180,000	円	(10	0.00	%	\leftarrow		
の	(括弧内は月額)	(15,000 円)						

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年	7 月 ~ 令和	6 年 6	月(12 か月)	0							
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択) ✓ 基		月支払われる (新設)	決まって毎月支払われ (既存の増額)	る手当							
う給与の種類	上記以外 (必ず選択) □ 手当	(新設)手当(既	存の増額)	賞与	その他 ()							
	(当該事業所における賃	金改善の内容の根拠とな	る規則・規程)									
	□ 就業規則の見直し	☑ 賃金規程の見直し	□ その他	()							
	(賃金改善に関する規定	賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。										
具体的な取組 内容	非常勤基本給アップ(<u>1件に</u> および賞与の増額(平均5,0		の毎月の処遇改善	手当の増額(2,500円〜10	,000円)、全職員の勤続技能手当							
	※前年度に提出した計画	書から変更がある場合には しょうしゅう	、変更箇所を <u>下線</u> と	するなど明確にすること。								
	(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10	月(』実施	施済 □ 予定)								

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分		内容
		法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向		事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	V	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
		職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	>	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に 対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ		研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援		エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
		上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
		子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	>	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への 転換の制度等の整備
推進		有給休暇が取得しやすい環境の整備
		業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
		介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛 対策の実施
腰痛を含む心	>	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理		雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
		事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
		タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改		高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組		5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	>	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	>	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き		地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成		利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(🗸)すること。

	確認項目	証明する資料の例
✓	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
V	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓	キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その 他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
V	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

[※]各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 3 月 20 日 法人名 株式会社MORE

代表者 職名 代表取締役 氏名 朴 宰均

[※]本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について<共通>	
	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0
(2	対特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	0

	3 処遇改善加算の要件について		
(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0	
	処遇改善加算 I・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 I を満たしていること	0	
(処遇改善加算 I・II を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 II を満たしていること 2)具体的な取組内容が記入・選択されていること	0	
	処遇改善加算 I を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	0	

	4 特定加算の要件について	
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	0
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること	
/-	、「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	0
()	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	0
(2	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0
(2	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	
(3)見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	0

	5 ベースアップ等加算の要件について	
(-	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ) に充てられる計画になっていること	
(るの他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	0
(2	2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	0

7	要件を満たすことの確認・証明<共通>	
必要な項目が全て選択されていること		0